

公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年3月22日

県営吉田公園指定管理者

特定非営利活動法人しずかちゃん理事長 小松 幸雄

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度 県営吉田公園造園管理等業務委託

(2) 業務目的

本業務は、県営吉田公園内の芝生、樹木の造園管理及び吉田公園内で実施するイベントの支援業務を行うものである。

(3) 履行期限

契約締結日の翌日から原則令和5年3月31日までの2カ年とする。

※契約更新については、令和3年度末の実施状況を踏まえ発注者の判断により決定する。

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、12,000千円（消費税込み）/年とする。

※支払いは、6月、9月、12月、完了時の4回に分けて支払いを行う。

ただし、支払い金額は出来高に応じ12月分までは3,000千円/回を上限とし、残りについては完了時に支払うものとする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件は、次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 共同体での応募も可能とし、その場合には代表者を定めるとともに、代表者は以下の(2)から(9)の条件をすべて満たすものとする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 代表者は、国・県・市町の入札参加資格を有するもの。
- (4) 以下に示す、同種又は類似業務について、過去3年以内に完了した実績を有すること（元請として完了したものに限る）。
- (5) 同種業務：公園の造園管理又は施工業務
- (6) 静岡県志太榛原地域（吉田町、川根本町、牧之原市、島田市、藤枝市、焼津市）に本社を有すること。
- (7) 主任技術者（公園管理業務において実務経験10年以上の技術者）を専任配置すること。
- (8) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和3年1月6日付け 建業第258号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されていないこと。

る者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 参加表明までのスケジュール

- (1) 配布期間
令和3年3月22日（月）の午後1時から
- (2) 配布場所及び配付方法
静岡県営 吉田公園ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」
<URL <https://www.npo-shizuka.com/>>
に掲載する。
- (3) 現地説明会
令和3年4月5日（月）の午後1時半から
※現地説明会申し込み期限 令和3年4月2日（金）の午後5時まで。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の提出期間
令和3年4月6日（火）から令和3年4月16日（金）の午前9時から午後5時までの間
- (5) 提出先
〒421-0302
静岡県榛原郡吉田町川尻4036-2
県営吉田公園指定管理者 特定非営利活動法人しずかちゃん 事務局
（県営吉田公園内）
TEL：0548-33-1420 FAX：0548-33-2790
- (6) 提出方法
上記提出先に提出すること。（郵送可。FAX及び電子メール不可。）
郵送の場合には、その旨特定非営利活動法人しずかちゃん事務局まで電話にて連絡すること。
また、令和3年4月16日（金）午後5時までに必着のこと。

4 その他

- (1) 詳細は、「令和3年度 県営吉田公園造園管理等業務委託説明書」による。
- (2) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。